

地球温暖化の意識啓発アニメ 『ガラスの地球を救え!』 利用マニュアル









地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え!』利用規約

(1) 申込み

貸し出しを希望する場合は本利用規約に同意の上、別添の利用申込書へ必要事項を記入いただき、事務局(環境省脱炭素ライフスタイル推進室)宛てメールにてお申込みください。なお、申込期限は利用日の1ヶ月前までといたします。

(2) 利用申込書の注意事項

原則として利用申込書に記載した内容以外の利用はできません。記載以外の利用をご希望の場合は利用日の 10 日前までに再度利用申込書をご提出ください。利用期間中に貸出期間の変更・延長を希望される場合は事務局までご連絡ください。

(3) 上映会等実施上の注意事項

上映会等の際は必ず事前に、著作権侵害防止の観点から、録音・撮影機器の持込みの禁止及び携帯電話の電源を切っていただくこと等を告知の上、上映を行ってください。

(4) 著作権侵害

貸出を受けた映像媒体及び音声は、著作権により保護されています。著作権法に反する複製、上映、公衆送信、改変、翻案、譲渡、転貸等の行為は禁止されており、法律に基づいて処罰される場合がありますので、申込責任者は厳重にご対応ください。また、同様の事由から第三者に保管等の委託はできません。これらの違法な利用行為が発生した場合は、申込責任者が費用と責任を負うものとします。

(5) 受領後の損傷等の報告義務

申込みいただいた上映媒体は、利用申込書受領後に郵送いたします。申込責任者は、映像媒体受領後速やかに損傷等の有無を確認し、事務局宛てメールにて損傷等の有無についてご報告ください。損傷等についての報告を怠った場合、(6)の条項に従い、映像媒体の復元等に係る費用をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

(6)保管・紛失・毀損

主催責任者は、利用媒体の使用・保管・映写等、一切の責任を負い、貸出を受けた期間中及び返却時において、上映 媒体を紛失又は毀損した場合、上映媒体の復元等に係る費用をご負担いただくことになりますのでご注意ください。な お、万一毀損した場合は速やかに事務局までご連絡ください。

(7)返却

主催責任者は、貸出を受けた上映媒体を返却期限までに宅配便等配達の記録証明が可能な輸送手段により破損等が生じないように梱包し、返却してください。返却してください。

(8)「利用結果報告書」の提出

申込責任者は、別添の利用結果報告書に必要事項を記入の上、最終利用日から1か月以内にメールにてご提出ください。

(9)免責事項

貸出対象物を利用したことに伴う損害等につき、環境省は一切の責任を負いません。

(10)禁止行為

宗教に関する利用、政治活動に関する利用、違法ないし公序良俗に反する目的での利用、近隣の迷惑となる利用、その他これらに準ずる利用は禁止されていますのでご注意ください。

(11) 利用規約に反した場合

本利用規約に反する利用を行った場合、また、事務局が利用規約に反する行為を確認した場合、更には事務局の指示 に従わなかった場合、今後一切の貸出しを受け付けませんのでご注意ください。

(12) 広報用ダウンロードツール

ダウンロードツールに関する一切の権利は、環境省に帰属します。禁則事項として、以下の場合には使用することは できません。

- ・ 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- ・ 地球温暖化対策の正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
- ・ 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ・ 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ・ 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ・ その他、事務局が不適切と判断する場合

使用方法、表現については使用される方の責任で、十分にご注意ください。使用に関するクレーム等には、事務局は一切責任を負いかねます。



1.目的

地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え!』の2作品(「地球との約束」、「私たちの未来」) は、未来の地球の中核を担う小中学生を対象に、地球規模や身近な地域における地球温暖化について関心 を持ち、日常生活の中で、地球温暖化対策への自主的かつ積極的な取組みを考え、行動する意識を育むこ とを目的として製作しました。以降に掲げる条件を満たす上映会等の開催を対象として映像媒体の貸出及 び広報資材の提供を行います。

2.貸出の対象

本アニメの貸出は、以下に該当する上映会等を対象としています。アニメの貸出に当たっては、別添の利用申込書の提出が必要となります。上記目的に合致し、事務局が適正と判断した場合に貸出を行います。

【アニメの貸出が可能な取組及び申請者】

- 1 事務局又は地方自治体が主催・共催する非営利な上映会等
- 2 地方自治体が主催・共催する非営利な上映会等
- 3 小中学校(私立小中学校を含む)などの教育機関が主催・共催する非営利な上映会等
- 4 その他事務局が適正と判断した上映会等
 - →実施内容をご提出いただき、事務局の審査を経て適正と判断された場合

※上記対象以外の方からの利用申込みは受け付けておりませんので予めご了承ください。

3.映像媒体の貸出

映像媒体は、DVD 及びブルーレイディスクの 2 種類となります。貸出に当たっては、【地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え!』利用規約】に同意の上、別添の利用申込書に必要事項を記入いただき事務局までご提出ください。

■貸出映像媒体

①本編ディスク

内容:プロジェクトトレーラー (4分 24 秒)、 「地球との約束」本編 (28分 37秒)、「私たちの未来」本編 (29分 54秒)

- ②「地球との約束」本編 英語字幕版 (28分37秒) ※英語字幕版のみ収録されております。
- ③「私たちの未来」本編 英語字幕版 (29分54秒) ※英語字幕版のみ収録されております。
- ④本編ディスク 日本語字幕版 ※日本語字幕版のみ収録されております。

内容: プロジェクトトレーラー (4分 24 秒)、 「地球との約束」本編 (28 分 37 秒)、「私たちの未来」本編 (29 分 54 秒)

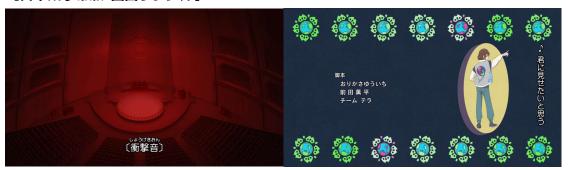


【英語字幕版 画面サンプル】



セリフの字幕は白のテキストで表示されます。ナレーション等は斜体で表示されます。

【日本語字幕版 画面サンプル】



セリフの字幕は白のテキストで表示されます。それ以外の音の情報は、ナレーションは斜体、効果音などは []、主題歌の歌詞は♪マークで右側に表示されます。

4. 広報資材データの提供

広報資材データの利用を希望される場合は、上記の利用規約に同意の上、申込書の送付と合わせてメールにてご連絡ください。

■広報資材データ

- 1. ポスター (B3、A2 サイズ)
- 2. チラシ及び編集可能チラシテンプレート(A4 サイズ)
- 3. キービジュアル(作品画像)
- 4. プロジェクトロゴ及び作品ロゴ



5. 利用申込書受付期間と留意事項

① 申込可能期限 :利用日の1ヶ月前迄

② 貸出可能期間 : 最大 20 日間 ※長期貸出し希望の場合は、別途事務局へご相談ください。

③ 上映会申込み : 別添の利用申込書をご提出ください。

④ 上映会を複数回予定している場合:

利用申込書に加え、実施予定表へ想定される全ての上映会を、記入例に従いご記入ください。

初回の申請から、上映回数に変更が生じる場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

6. 映像媒体の返却期限

利用終了後7日以内

7. 利用結果報告書

利用終了後、所定の書式にご記入の上、メールにて速やかにご提出ください。上映会から1か月経過後もご提出がなかった場合、事務局からご連絡をさせていただきます。

8. 貸出費用

DVD 貸出及び返却時にかかる送料は利用者負担となりますので、予めご了承ください。ただし、利用責任者が地方公共団体である場合は、返却に係る送料のみ負担(貸出に係る送料負担は不要)していただきます。なお、本プロジェクトの目的及び貸出の対象として規定させていただいている範囲での利用に際しては、原則として、著作権料など一切の費用は発生いたしません。

ただし、提出いただいた利用申込書の内容と実施内容が異なる場合は著作権料など別途費用が発生する場合がございますのでご注意ください。

9.その他

別紙「よくある質問」をご覧ください。

10. 『ガラスの地球を救え!』プロジェクト事務局(環境省脱炭素ライフスタイル推進室)

【住 所】〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

【電 話】03-5521-8341

(受付時間 9:30~18:15)

【メール】decokatsu@env.go.jp

【担当者】環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室 林・肥留間